

漢民族の葬礼における“沐浴”

山本恭子

1. 目的と手法

漢民族の葬礼習俗について山本 2008 では、安徽、河南、湖北、江蘇、江西、山東、浙江の 7 省を対象地域とし、“穿壽衣”、“淨面”、“買水” 習俗をとりあげた。¹ “淨面”、“買水” はいずれも死者の清めにかかわる習俗である。作成した民俗地図から対象地域の北部、主に長江以北には、1.死亡前に“穿壽衣”を行なう、2.入棺前後に“淨面”を行なう、という分布が見られ、対象地域の南部、長江以南には“買水”を行なうという分布が見られることを確認した。さらに葬礼の流れを類型化し、それぞれの類型で“淨面”、“買水”のもつ意味が異なる可能性があることを指摘した。これらの習俗の意味づけに関しては“沐浴”儀礼との関連を検証することが必要である。“沐浴”は古代の経典『儀禮』や近世の士大夫の儀式規範とされた朱熹『家禮』にも現れる遺体を清める儀式である。小稿では前稿で可能性を指摘するにとどまった“淨面”習俗と“沐浴”儀式の関連について、“沐浴”の方法や対象とする身体の部位の変化を確認することにより考察を進める。

小稿では研究方法として前稿と同じく「民俗地理学」を用いる。²「民俗地理学」で必要なデータ採録のための現地調査を行なうことは不可能であるため、基礎資料として 1949 年以後に発行された当代地方志を用いる。³ これまでに収集した安徽、福建、広東、貴州、海南、河北、河南、湖北、湖南、江蘇、江西、遼寧、山東、山西、陝西、四川、雲南、浙江の 18 省と、広西壮族自治区の合計 1286 地点の資料からデータを採録した。資料には有意義な記載がないものも多いが、採録したデータを基に民俗地図の作成、考察を行なう。

なお、中国語地名、儀式、習俗名称、書名、引用については繁体字を用いて表記し、儀式、習俗名称については“ ”でくくる。

2. “沐浴”について

葬礼における“沐浴”は“浴尸”、“淨身”等とも称される。死者に“壽衣”を

¹山本恭子 2008.3 「華中における葬礼 - “穿壽衣”・“買水”・“淨面”をめぐって - 」『金沢大学中国語学中国文学教室紀要』第 11 輯, pp.27-48。

²「民俗地理学」については注 1 山本 2008 を参照されたい。

³中華人民共和国建国後、政府による「殯葬改革」が進められており、迷信的とされる儀式の禁止、火葬の推進等、伝統的葬礼からの変化が起こっているとされる。そのため当代地方志の伝統的葬礼についての記述の多くは「建国前」、「旧時」、或は「民国期」、「清代」等の事情であるとされている。

着せる前に、その身体を水や湯を用いて清める儀式である。⁴

士大夫の葬礼について詳細な規範が記された『儀禮・士葬禮』には、沐浴の際、米のとぎ汁を熱したものを使い、「乃沐，櫛，拑用巾。浴，用巾，拑用浴衣。（乃ち沐し、櫛^{くし}り、拑^{ねぐ}ふに巾を用ふ。浴するに、巾を用ひ、拑ふに浴衣を用ふ）」と記載されている。⁵「沐」とは髪を洗うこと。「浴」は身体を洗うことである。「拑ふ」とは水分をふきとり、きれいに乾かすことを表す。「浴衣」とは単の衣で、沐浴が終わった後、身体の水分をとり、乾かすために用いる。“沐浴”儀式は「正寢」（土を盛り上げた上に建てられた建物で、西階と阼階という 2 つの階段が設けられている）の「堂」と「室」で行なわれる。「堂」は建物の中央より南側の部分で、広い土間となっている。建物の中央より北側は「室」と呼ばれる小部屋に仕切られている。遺体は「室」に安置されている。“沐浴”儀式の前には「堂」下の西階と阼階の間に穴を掘り、“沐浴”に使用する水が滴ってもよいように「室」の床^{ゆか}にむしろを敷かず、簀子を露出させる等の準備がなされる。遺体を洗うのに使用した米のとぎ汁は「槃」（素焼きの盥）に受け、儀式が終わった後に余った米のとぎ汁や、使用した櫛、巾と一緒に先に掘った穴に棄てる。⁶

唐代の『大唐開元禮』には、三品以上、四品五品、六品以下とそれぞれの官位における儀式の執り行い方が記載されている。“沐浴”についての記述は、官位によって用いる用具の数や種類に異なりが見られるが、その方法は同様である。⁷「乃沐櫛，束髮用組，拑用巾。浴則四人抗衾，二人浴，拭用巾，拑用浴衣（乃ち沐し櫛る。束髮するに組^{くみひも}を用ひ、拑ふに巾を用ふ。浴は四人衾を抗^かぐ、二人浴し、拭ふに巾を用ひ、拑ふに浴衣を用ふ）」とある。⁸「抗衾」とは遺体が裸であることから、四人が「衾」の四隅を持ち、遺体にかぶせるように覆うことである。唐代の士大夫の“沐浴”は『儀禮』に規定された方法に則って行なわれている。

南宋の朱熹『家禮』には“沐浴”について本文に「乃沐浴（乃ち沐浴す）」とあり、楊復が付した注には「侍者以湯入，主人以下皆出帷外，北面。侍者沐髮，櫛之，晞以巾撮為髻，抗衾而浴，拭以巾，剪爪，并沐浴餘水，巾櫛棄於坎而埋之（侍者

⁴ “壽衣”は死者に着せる死装束で、“老衣”、“殮衣”などとも称される。死者の“沐浴”に用いる水については、特に記述のないところも多いが、“沐浴”、“穿壽衣”を行う前に“買水”という習俗を行うところや、桃の葉、柚子の葉などを入れて沸かした湯を用いるというところがある。“買水”は死者の息子、孫等が近くの川、或いは井戸へ行き、香を焚いたり、紙銭を焼いたりした後、水の中に硬化を投げ入れ、水を汲む習俗である。水は家に持ち帰り、その水を用いて死者の顔や身体を清める。

⁵ 『景印文淵閣四庫全書 經部礼類第 102 冊 儀禮注疏』, pp.436-437。

⁶ 池田末利 1976, pp.53-57, pp.77-89, 川原 1975, pp.65-67, pp.88-101。

⁷ 用いる鬲の数が、三品は 6、四品、五品は 4、遺体を洗った後に拭くための“沐巾”、“浴巾”が三品、四品、五品は絺（細かい葛布）であるのに対し、六品は布を用いている。また、四品、五品は“稷米”（キビ）を、六品以下の場合には“梁米”（アワ）を研いだ汁で沐浴を行う。

⁸ 『大唐開元禮 附大唐郊祀録』, p.701。

湯を以て入る。主人以下皆帷の外に出でて、北面す。侍者髪を沐い、之を櫛り、晞すに巾を以てし、撮て髻と為す。衾を抗げ浴す、拭ふに巾を以てし、爪を剪り、沐浴の餘水、巾、櫛を坎に棄つ、之を埋める。」と記されている。⁹ 「晞」とは乾かすという意味である。ここでは米のとき汁ではなく、湯を用いているが、沐浴の方法は『儀禮』、『大唐開元禮』の記述と同様である。1949年以前に刊行された地方志(旧志)には「喪、大率用文公《家禮》(喪、およそ文公『家禮』を用ふ)」（『建寧府志』清康熙三十二年刻本)、「喪禮、士大夫遵《家禮》行(喪禮、士大夫『家禮』に遵ひ行ふ)」（『六安州志』清乾隆十六年刻本)等、『家禮』にしたがう」という記述が多数見られる。¹⁰ 清代、民国期には朱熹『家禮』に則って儀式を行うとすることが重んじられていたことがうかがえる。¹¹

3. “沐浴” 民俗地図

当代地方志から採録したデータをもとに“沐浴”について地図化を行なう。

上記のように『儀禮』、『大唐開元禮』、朱熹『家禮』では、遺体を裸にして衾で蔽い、髪と身体を「洗う」という方法が採られている。当代地方志から採録した葬礼の際の“沐浴”の記述に現れる具体的な語形は以下の通りである。なお「沐浴」等、動詞のみで、対象となる身体の部分に関する記載がない場合、地図 2 では 6. 「対象部位記載なし」に分類する。

【洗う】 淨身、洗身、沐屍、沐身、沐浴、浴屍、洗屍、洗澡、洗臉、洗面、
淨面、梳洗、洗手、洗脚、淨脚、洗淨

【拭く】 抹屍、抹汗、抹澡、拭、揩身、擦抹、擦身、擦淨

地図 1 は、遺体に“壽衣”を着せる前の清めの行為を表す動詞によって分類した。地図 1 では、1. 「洗う」、2. 「拭く」の他、3. “穿壽衣” (“壽衣”への更衣)に関する記述はあるが、“沐浴”に関する記述がない地点、4. “沐浴”、“穿壽衣”双方の記述がない地点を表示している。

分布状況からは、伝統的葬礼における“沐浴”は、1. 「洗う」という方法が広範囲で行われていることがわかる。2. 「拭く」という方法が採られている地域は、華中、華南と長江西北地域に広く分布している。一方、華北、中でも華北東部には殆ど分布が見られない。3. “穿壽衣”に関する記述はあるが、“沐浴”に関する記

⁹ 『景印文淵閣四庫全書 經部礼類 第 142 冊 家禮』,p.548。

¹⁰ 『建寧府志』清康熙三十二年刻本、『中國地方志民俗資料彙編・華東卷下』,p.1239、
『六安州志』清乾隆十六年刻本、『中國地方志民俗資料彙編・華東卷中』,p.976。

¹¹ 小島毅は、士大夫層の習俗は朱熹『家禮』の出版後、すぐに影響を受け、変化をしたというわけではなく、明・丘濬の『家禮儀節』の登場がその転換点であると指摘している。小島 1996,p.55。また、蕭放が指摘するように、旧志からは明、清代の士大夫の葬礼が『家禮』の規範によって行なわれていたが、民間では仏教の教えによって執り行われており、士大夫たちもその影響を受けていたことがうかがえる。『中国民俗史(明清卷)』,pp.277-278。

述がない地域は華北に分布が集中している。

地図 2 では“沐浴”を行なう対象となる身体の部位によって次のように分類した（【 】内は地方志に記載された具体的な語形）。1.顔【臉、面、頭】、2.手足【手、脚、足】、3.顔・手足、4.顔・身体【身、体、身体、屍、遺体】、5.身体、である。この他、6.は特に対象となる部位に関する記載がない地点（“沐浴”や“梳洗”など動詞のみ）とし、7.は“穿寿衣”に関する記載はあるが、“沐浴”に関する記載がない地点を表す。

地図 2 からは 5.身体を対象とする地域が華北を除く広範囲に分布していることがわかる。華北には 1.顔、2.手足、3.顔・手足を対象として“沐浴”を行なうところが集中して分布している。中でも 2.手足を対象とするところは、華北北西部に分布している。1.顔、4.顔・身体を対象とするところは華中、華南沿岸部にも分布が見られるが、華北に見られる顔を対象とする地域とは異なり、手足ではなく、身体と一緒に行われている。また華中、華南にも手足を対象とするところが 3 地点（湖北省建始縣、江西省修水縣、福建省松溪縣）現れるが、散在している。

4. “沐浴”の変化

先に見たように『儀禮』、『大唐開元禮』、『家禮』における“沐浴”の形態は「遺体の髪を櫛り束ね、衾で蔽って身体を洗い、布、浴衣を用いて拭く。」である。『儀禮』の賈公彦疏にも“沐浴”を行なう際は、「釋曰：云象平生沐浴裸裎者，裸謂赤體，裎猶袒也。將浴尸，裸袒無衣（釈して曰く：平生の沐浴の裸裎に象ると云ふとは、裸は赤體を謂ひ、裎は猶袒のごとき也。將に屍を浴さんとするに、裸袒し衣無し）。」とあり、遺体は生前の沐浴と同様に裸体で洗うとする。¹² さらに続けて「大記曰：御者四人，抗衾而浴。鄭云：抗衾，為其裸裎，蔽之也。以浴尸時袒露無衣，故抗衾以蔽之也。（大記曰く：御者四人、衾を抗げ浴す。鄭玄云ふ：衾を抗ぐるは、其れ裸裎の為、之を蔽う也。以て浴屍の時、袒露し衣無し、故に衾を抗げ以て之を蔽る也。）」とあり、「浴」を行う際は裸の遺体のまわりで 4 人が衾を用いて他から蔽って行うとする。「袒露する」とは肌脱ぎにすること、即ち裸にすることをいう。朱熹『家禮』においても同様に「抗衾而浴（衾を抗げ浴す）」とあり、「遺体を裸にして（衾で蔽い）身体を洗い、布を用いて拭く。」という形態が基本の形と考えられる。

地図 1.では 1.「洗う」というところが広く分布していることを確認した。1.の地点では基本の形が行なわれており、方法についての変化は見られない。一方、長江以南、長江西北地域に分布が見られる 2.「拭く」という方法が採られているところでは、基本の形態である「洗う」から「拭く」への変化が起こっているよう

¹² 『十三經注疏 儀禮』大化書局,p.2452。

である。この変化は華北、特に華北東部には現れない。

「拭く」という方法への変化について、地方志に以下のような「象徴的」な“沐浴”を行なうという記述が見られる。“沐浴”を「拭く」という方法で行なう地点すべてとはいえないが、実際に湯水をかけて遺体を洗い、清めるという“沐浴”から、形式的な動作をして象徴的に行なわれる儀式へと変化をしている様子が見えがえる。¹³

・安徽省『廣德縣志』

用熱水毛巾揩抹,有的是象徴性做一種形式。

(湯水とタオルで拭く、象徴的な一種の形式であることもある。)

・浙江省『泰順縣志』

浴尸為象徴性,“前三後四”,即胸前揩三把、背部拭四下。

(浴屍は象徴的なもので、「前三後四」というのは、即ち胸もとを三回拭き、背中を四回拭くことである。)

・福建省『福安市志』

為死者作象徴性沐浴,由兒子和媳婦前三後四,拂拭其背。

(死者のために象徴的に沐浴を行なう。息子と嫁が前を三回、後を四回、その背を払いぬぐう。)

・広東省『曲江縣志』

以白布沾水將遺體由頭到腳象徴性抹拭一遍。

(白布を水で濡らして頭から足まで遺体を象徴的に一度拭く。)

基本形態の“沐浴”では身体を対象とすると考えられるが、地図 2 で確認したように、身体の一部のみ(顔、手足)を対象とするところがある。分布が集中している華北では、対象とする部位が身体から顔、或いは手足へと変化しているということであろう。顔、手足への“沐浴”は遺体に衣服を着せたままの状態で行なうことができる。身体の一部を対象とする、というところは華北地域に集中して分布している。当該地域に何らかの要因があり、遺体を裸にして“沐浴”を行なうのではなく、衣服を着せた状態で行なわれる“沐浴”に変化をしていると考えられる。この要因については、山本 2008 で取り上げた“穿壽衣”を行う時期と

¹³『廣德縣志』廣德縣地方志編纂委員會,1996,方志出版社, p.570。『泰順縣志』《泰順縣志》編纂委員會,1998,浙江人民出版社,p.724。『福安市志』福安市地方志編纂委員會,1999,方志出版社, p.1019。『曲江縣志』曲江縣地方志編纂委員會,1999,中華書局,p.1034。この他、河南省潢川縣、安徽省霍山縣、湖北省黃陂縣、新洲縣、鄖西縣、湖南省汨羅市、江西省安遠縣、四川省江北縣、浙江省常山縣の各方志には「象徴的」、「形式的」という記述はないが、“沐浴”の際の「型」(「胸を3回、背を4回拭く」、「胸と背をそれぞれ3回拭く」、「上を七回、下を八回拭く」等)に従って行なうという記述が見られる。

の関連を併せて稿を改めて検証することとしたい。

表 1 はデータ採録を行なった省別に、“沐浴”の対象部位別の地点数を表したものである。“沐浴”に関する記載がない地点と、“沐浴”、“穿壽衣”の双方に関して記載がないところについてもその地点数を記している。

表 1. 省別 “沐浴” 対象部位

沐浴	対象	省										
		山西	河北	山東	陝西	河南	広東	遼寧	福建	安徽	江蘇	
有	顔・手足	19	12	11	8	7	6	3	2	1	1	
	身体	4	8	3	14	16	23	1	18	8	14	
無	沐浴 記載無	21	59	31	9	24	5	8	3	19	13	
	沐浴 穿壽衣 記載無	13	14	17	14	21	10	7	8	12	11	

沐浴	対象	省								
		広西	江西	湖北	貴州	雲南	四川	浙江	湖南	海南
有	顔・手足	1	1	1	0	1	0	0	0	0
	身体	17	22	12	14	9	37	16	23	4
無	沐浴 記載無	9	5	2	2	1	12	6	3	0
	沐浴 穿壽衣 記載無	5	10	11	11	31	29	7	6	0

(単位 地点)

ここまで見てきた“沐浴”儀式の変化については、①“沐浴”の方法として「洗う」から「拭く」への変化が起こっている、②「拭く」という地点では象徴的、形式的な“沐浴”が行なわれているところがある、③対象とする部位の変化（身体から顔、手、脚）が起こっている、という3点が確認できる。

5. “沐浴”と“浄面”

次に地図 1、2 で表示した“沐浴”に関する記載がない地点について考えてみたい。

清代、民国期の地方志（旧志）には朱熹『家禮』に従うという記述が多く見られる。¹⁴ しかし、地図 1、2 には入棺前の儀式として行われるべき“沐浴”に関す

¹⁴地図 1、記号 3.の分布が集中している華北地域の旧志にも朱熹『家禮』に従う、という記述が見られる。以下、『中國地方志民俗資料彙編・華北卷』より引用する。『蔚縣志』清乾隆四年刻本「士大夫家率遵朱子《家禮》（士大夫家は率ね朱子『家禮』に遵ふ）」,p.143、『安州志』清道光二十六年修稿本「士大夫家遵文公禮（士大夫家は文公の礼に遵ふ）」,p.318、『東光縣志』清光緒十四年刻本「士大夫家，多行文公《家禮》（士大夫家、多くは文公『家

る記載がないところが多数見られる（地図 1 記号 3、地図 2 記号 7）。「沐浴」に関する記載がない」ということは、①“沐浴”が省略され、行われなくなった、②“沐浴”は行われているが、地方志の筆者により記述の際に省略された、という 2 つの可能性が考えられる。②地方志の筆者により、“沐浴”、“穿壽衣”の記述が省略された場合、実際には“沐浴”が行なわれている可能性があることも否めない。しかし、一方では①のように葬礼の中で“沐浴”儀式が行なわれず、“穿壽衣”前の死者に対する清めの儀式が変化、或いは省略されたという可能性も考えられる。

仮に地方志に“沐浴”に関する記載がないところで儀式が省略されているとすると、遺体の清めを行なうために、その代替として他の行為が行なわれている可能性があるのではないだろうか。当代地方志の葬礼の記述を見てみると、“沐浴”と同様に遺体の清めに関連する習俗として“浄面”という習俗が行われているところがある。“沐浴”と“浄面”の関連について見てみたい。

“浄面”は“開光”（湖北省漢陽縣、山東省德州市），“開臉”（河南省靈寶縣），“清面”（山東省巨野縣、鄆城縣）とも称される習俗で、葬礼の中で入棺前、或いは入棺後に行なわれる。“孝子”（死者の息子），“媳婦”（“孝子”の妻），“孝女”（死者の娘）らが綿にしみこませた水や酒で遺体の顔を拭き清める。¹⁵

地図 3 は“穿壽衣”に関する記載はあるが、“沐浴”を行なうという記載がない地点を丸付縦線で表示し、“穿壽衣”、“沐浴”双方とも記載がない地点を * で表示した。“浄面”を行なう地点は V で表している。地図 3 からは、華北に“沐浴”に関する記述がない地域と、“浄面”を行なう地域が重なるという分布傾向が明らかである。この地域では、“沐浴”という死者に対する清めに関する儀式が何らかの要因で省略され、その役割を“浄面”が担っている可能性があるのではないだろうか。

表 2 は各省の“沐浴”の対象部位別に、“浄面”が連動して行なわれる割合を示したものである。各欄の“浄面”を行なう地点数を表 1 の対象部位地点数で除した。表 2 からは華北には“浄面”習俗を行なうところが多く、華中、華南に比べ連動して現れる割合が高いことが見て取れる。山西省、河北省では、顔・身体を対象とする地点、山東省では身体を対象とする地点とも連動して現れる。“沐浴”に関する記載がない地点で“浄面”が連動して現れる割合は山東、山西、河北、安徽、河南、遼寧各省で高いことがわかる。

禮』を行ふ)」、p.386。「文公」は朱熹の諡である。

¹⁵行為としては、“沐浴”として行なわれる「顔を拭く」と同様であるが、“浄面”を行なう時点では、遺体には既に“壽衣”が着せられている。データ採録の際、“沐浴”として行なわれる「顔を拭く」行為は“穿壽衣”以前に行われているものを採用し、入棺前後に行なわれる“浄面”習俗とは区別した。

表 2. “沐浴”と“浄面”の連動

沐浴	対象	省									
		山東	山西	河北	安徽	河南	四川	遼寧	湖北	陝西	江蘇
有	顔・手足	0	21	33	0	0	0	0	0	0	0
	身体	66	0	1	0	0	0	0	8	0	0
無	沐浴 記載無	45	43	39	32	21	8	0	0	0	0
	沐浴 穿寿衣 記載無	18	23	21	0	24	0	14	0	0	0

沐浴	対象	省								
		浙江	江西	湖南	福建	広東	広西	海南	貴州	雲南
有	顔・手足	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無	沐浴 記載無	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沐浴 穿寿衣 記載無	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位% 小数点以下は四捨五入)

遺体に対する清めの役割を“浄面”が担うという変化には、①葬礼の中で“沐浴”とは関わりなく行なわれていた“浄面”習俗に“沐浴”の役割が付加された、②“沐浴”が省略され、その代替行為として“浄面”という習俗が行なわれるようになった、という2つの可能性が考えられる。現在のところ①、②いずれによるものなのか、断定できないが、身体や顔、手足を対象として“沐浴”を行ない、さらに“浄面”を行っている地点が見られること、“浄面”を行う時期が“穿寿衣”を行なう前ではなく、納棺の前後であることから、①の可能性が高いのではないかと考える。

以上、“沐浴”儀式の形態の変化を表3にまとめておく。

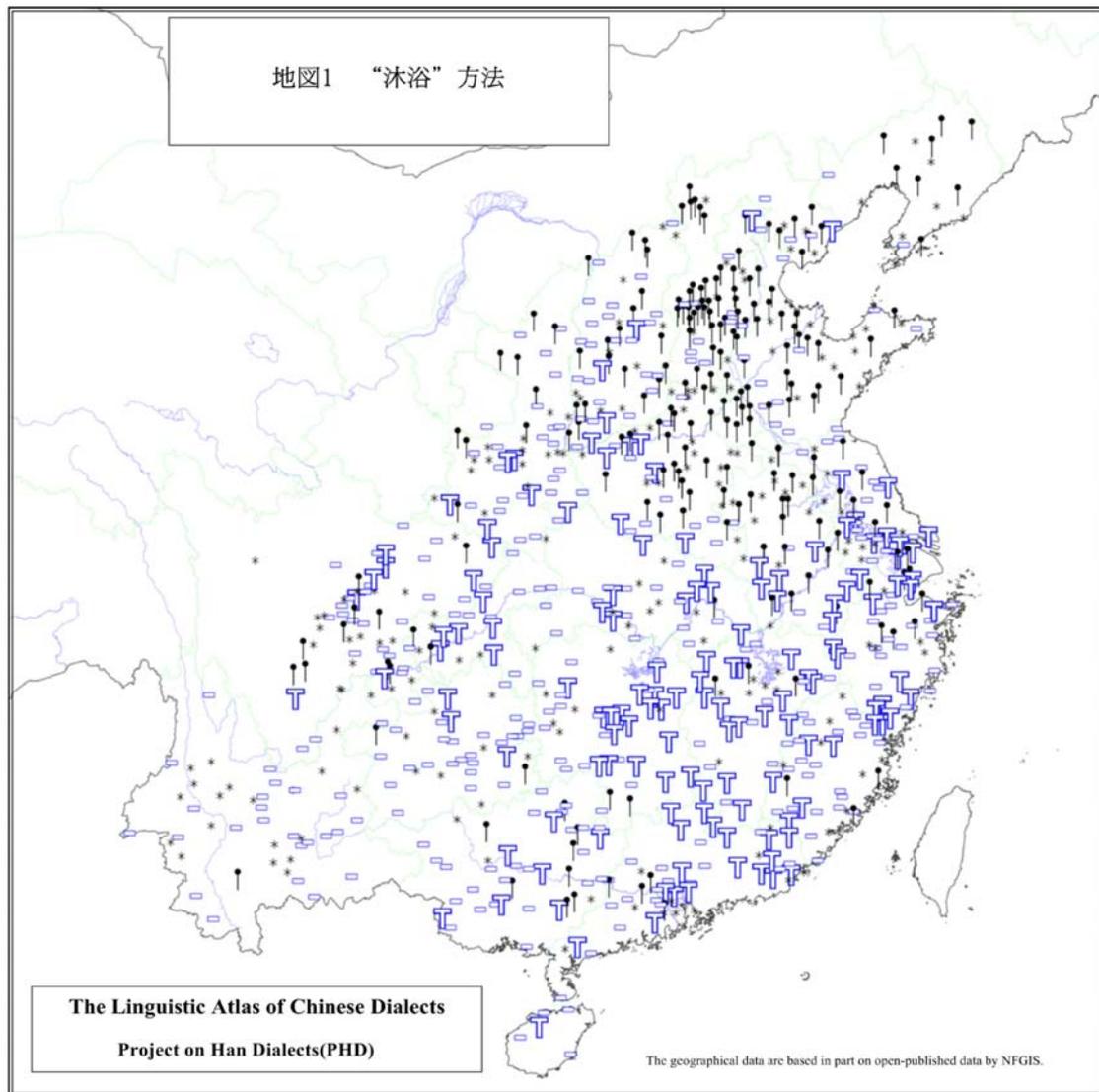
表 3 “沐浴”儀式形態の変化

		基本形態	変化後の形態
方法	洗う	洗う (変化なし)	
		拭く	
		省略	→ “浄面”
対象 部位	身体	身体 (+ “浄面”)	
		顔・手足 (+ “浄面”)	
		省略	→ “浄面”

6. おわりに

小稿では漢民族の葬礼の中の“沐浴”儀式について、民俗地図を作成し、古代の経典や近世の儀式規範に見られる基本の形態からの方法、対象となる部位、儀式の省略に関する変化の様態を確認した。

“沐浴”の方法は「洗う」から「拭く」へという変化が見られる。「拭く」へと変化をしているところは長江以南と長江西北地域の広い範囲に分布する。この「拭く」という形態への変化は華北、特に東部地域では見られない。一方、華北には“沐浴”を行なう対象が、身体から顔・手足という身体の一部に変化をしている地域が見られる。また、華北には“穿壽衣”に関する記載はあるが、“沐浴”に関する記載がないところが集中して分布している。この地域では儀式の省略が行われ、“浄面”習俗がその役割を代替している可能性があることを指摘しておきたい。“沐浴”の方法については南北それぞれの地域で異なる変化が起こっており、“沐浴”の対象とする身体の部位については華北で変化が起こっているといえるだろう。さらに“穿壽衣”等、他の葬礼儀式との関連も併せ、“沐浴”儀式の変化の様相と要因について詳細に検証していく。



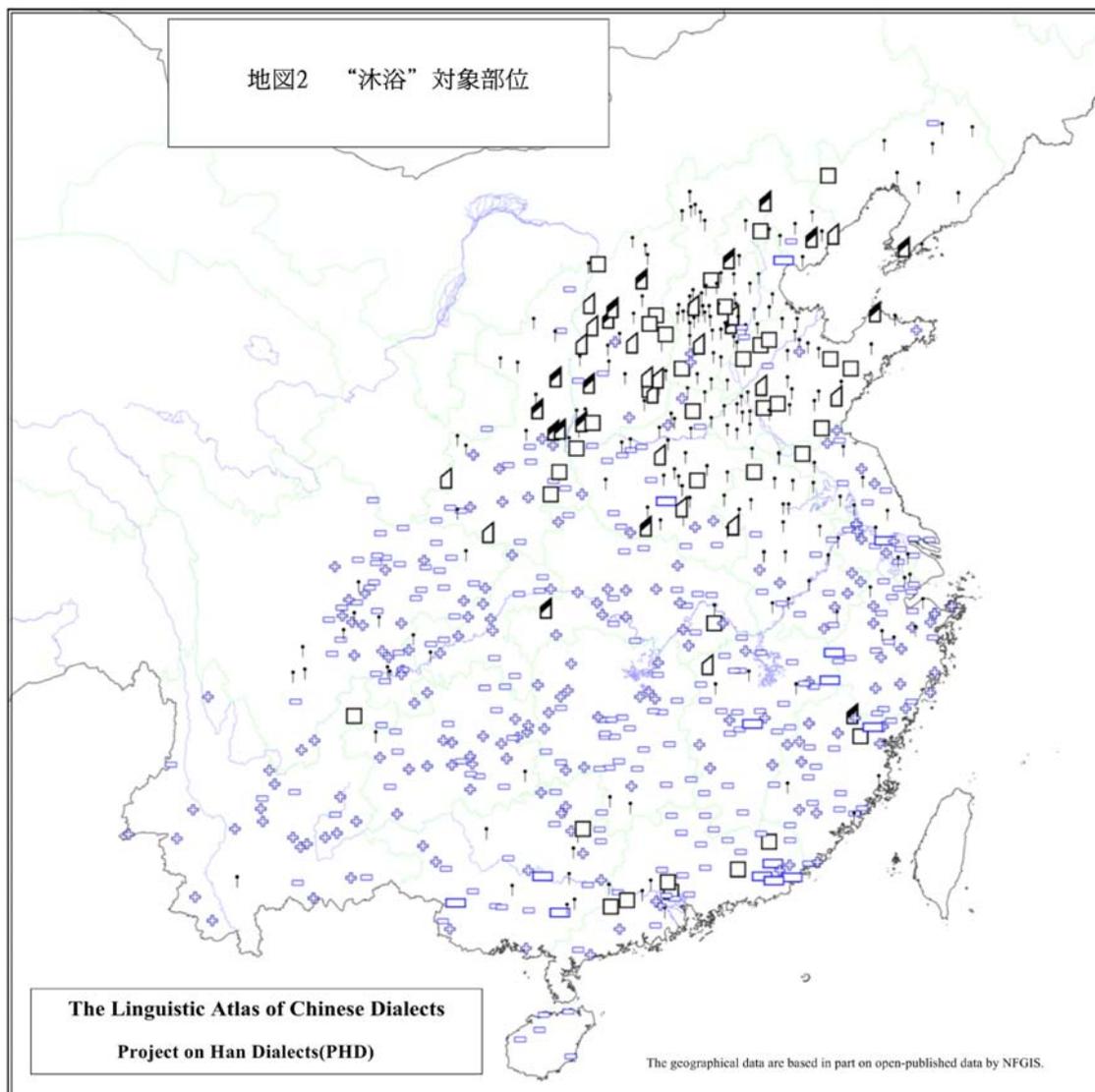
沐浴

□ 1. 洗う

T 2. 拭く

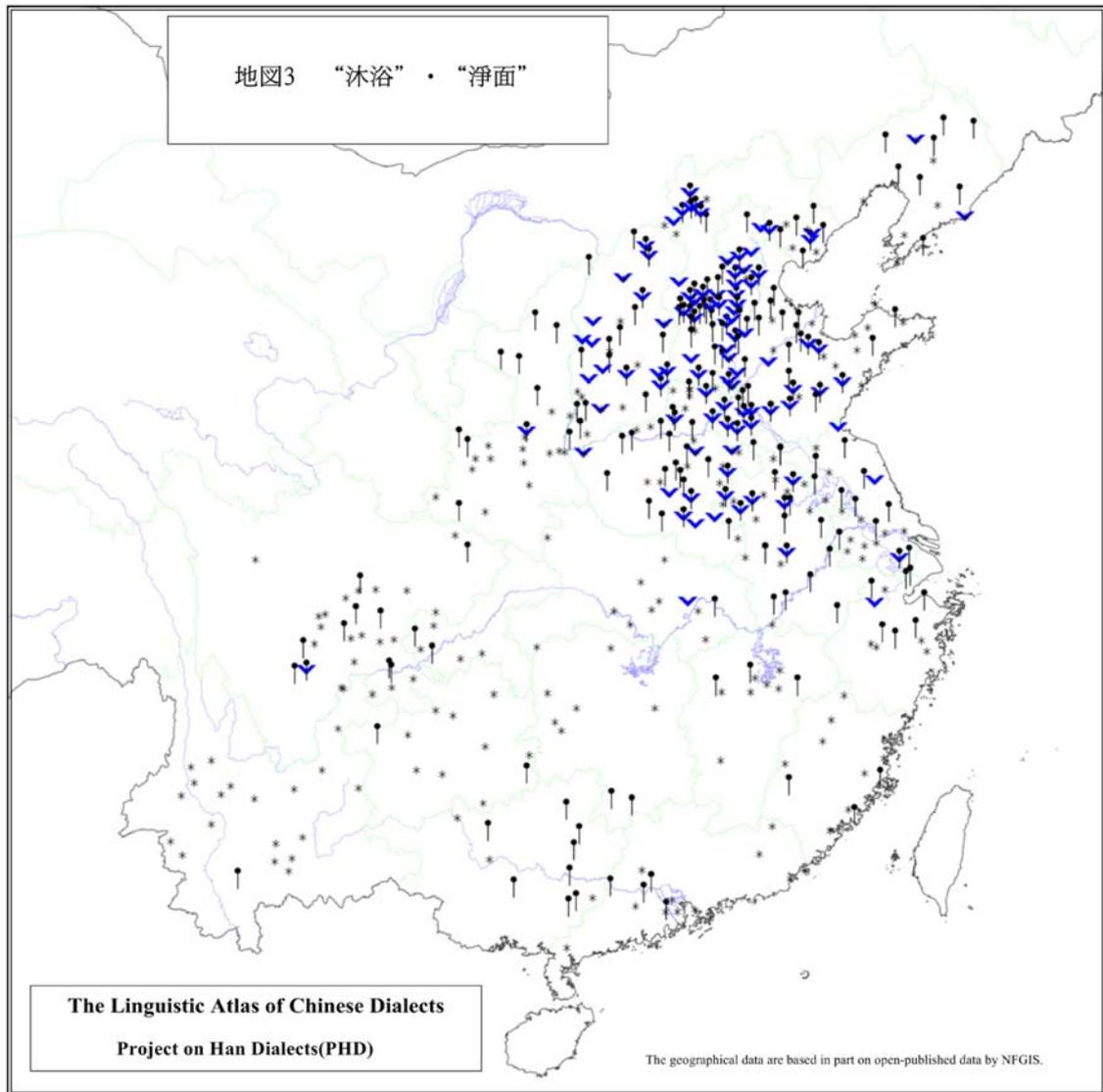
● 3. “沐浴”に関する記載なし（“穿壽衣”に関する記載有）

* 4. “沐浴”、“穿壽衣”に関する記載なし



対象部位

- 1.顔
- ▣ 2.手足
- ▤ 3.顔・手足
- ▥ 4.顔・身体
- ▦ 5.身体
- ⊕ 6.対象部位記載なし
- ↑ 7.“沐浴”に関する記載なし(“穿壽衣”に関する記載有)



沐浴

- ↑ “沐浴”に関する記載なし(“穿壽衣”に関する記載有)
- * “沐浴”、“穿壽衣”に関する記載なし

淨面

- ▼ “淨面”を行なう

【参考文献】

- 池田末利 1976『儀禮IV』, 東海大学出版会。
- 池田 温 解題, 古典研究會出版 1972 第 1 刷, 1993 第 3 刷『大唐開元禮 附大唐郊祀錄』, 汲古書院。
- 川原寿市撰述 1975『儀禮釈攷 第 9 冊: 士喪禮』, 朋友書店。
- 小島毅 1996『中国近世における礼の言説』, 東京大学出版会。
- 丁世良・趙放 主編 1989『中國地方志民俗資料彙編』華北卷, 書目文獻出版社。
- 丁世良・趙放 主編 1995『中國地方志民俗資料彙編』華東卷, 書目文獻出版社。
- 鐘敬文主編, 蕭放副主編 2008『中國民俗史(明清卷)』, 人民出版社。
- 朱傑人・嚴佐之・劉永翔主編 2002『朱子全書 第七冊』, 上海古籍出版社。